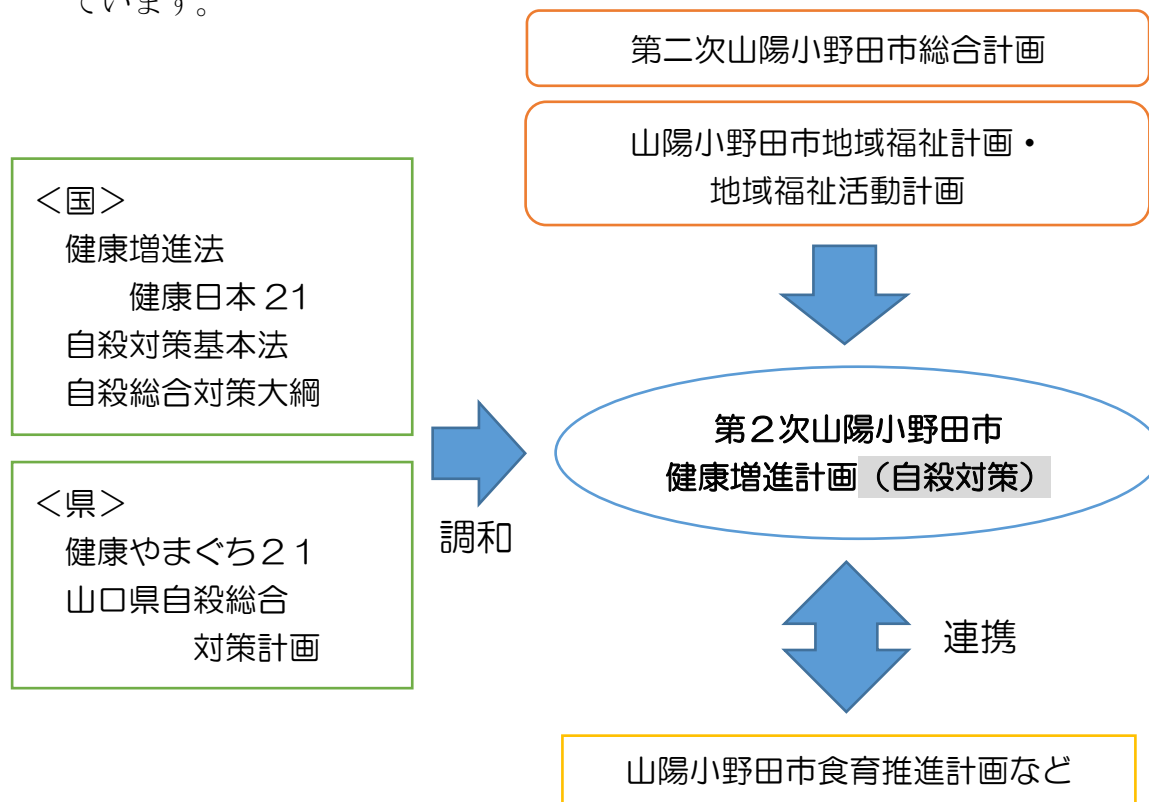


## 自殺対策計画の期間延長について

## 1 計画の位置づけ

第2次山陽小野田市健康増進計画に「自殺対策計画」の性格を持たせるものとしています。



## 2 目標指標

令和5年（2023年）までに平成29年（2017年）の自殺死亡率を30%以上減少させることを目標とします。

項目	現状値	目標値
	平成29年 (2017年)	令和5年 (2023年)
自殺死亡率（人口10万対）	21.87人	15.03人

### 3 計画期間の延長について

#### (1) 自殺対策計画策定の理由

平成18年(2006年)に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺死亡者数は減少していますが、年間2万人以上の方の命が失われている非常事態であることは変わらない状況です。そうした中、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法が平成28年(2016年)4月1日に改正されました。

県でも山口県自殺総合対策計画(第3次)を策定し対策を進めているところですが、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」が受けられるよう、自治体においても計画を策定することが定められ、市でも「山陽小野田市自殺対策計画」を策定し、令和元年度から令和5年度までを計画期間として自殺対策を推進しています。

#### (2) 健康増進計画との関係性

昨年度の本協議会において、健康増進計画の中間評価を1年延長し令和6年度以降に行うと決定されました。自殺対策計画は健康増進計画に包含されており、健康増進計画との整合性を図る必要があることから、自殺対策計画も1年延長し、健康増進計画の中間評価にあわせて見直しを行いたいと考えています。

